

国立大学法人高知大学工事入札手続関連取扱細則

平成16年4月1日

規則第129号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学における施設整備事業に伴う工事入札手続については、国立大学法人高知大学会計規則その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

(条約の遵守)

第2条 国立大学法人高知大学は、政府関係機関であることに鑑み、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)を遵守するものとする。

(閣議了解事項等の遵守)

第3条 前条を受け、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について(平成6年1月18日閣議了解)を遵守すること、さらに「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について(平成8年7月19日付国施第27号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(一般競争入札方式の実施)

第4条 施設整備事業実施のための工事入札手続に係るこの細則の運用においては、一般競争入札方式の実施について(平成6年8月1日付文施指第70号文教施設部長通知)及び一般競争入札方式の拡大について(平成18年1月24日付17文科施第351号文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。なお、同規定中「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(一般競争入札方式の手続)

第5条 前条の規定を実施するため、この細則の運用においては、一般競争入札方式の手続について(平成7年5月22日付通知7施指第27号文教施設部指導課監理室長)及び一般競争入札方式の拡大に伴う手続きについて(平成18年1月30日付17施施企第22号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。なお、同規定中「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(入札執行回数)

第6条 国立大学法人高知大学施設整備事業における入札執行回数については、文教施設整備事業における入札執行回数について（平成9年3月31日付9施指第16号文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」と読み替えるものとする。

（一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」）

第7条 国立大学法人高知大学施設整備事業における一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」については、一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」について（平成7年3月31日付7施指第18号文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用できるものとする。なお、同規定中「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

（契約保証金の額）

第8条 国立大学法人高知大学施設整備事業における一般競争入札の契約保証金の額については、一般競争入札対象工事における契約保証金について（平成13年12月27日付13文科施第327号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人高知大学工事請負契約取扱細則」と読み替えるものとする。

第9条 削除

第10条 削除

（総合評価落札方式）

第11条 工事に関する入札に係る総合評価落札のためのこの細則の運用においては、工事に関する入札に係る総合評価落札方式について（平成12年3月31日付通知国指第20号文教施設部長）の規定を準用するものとする。

2 工事に関する入札に係る総合評価落札の実施のためのこの細則の運用においては、総合評価落札方式の実施について（平成17年4月12日付17文科施第13号文教施設企画部長通知）、総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて（平成18年1月24日付17施施企第20号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）及び工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について（平成18年2月1日付17施施企第23号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

3 工事に関する入札に係る簡易型総合評価落札の実施のためのこの細則の運用においては、簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて（平成18年1月24日付17施施

企第 21 号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知) 及び簡易型(拡大) 総合評価落札方式の試行に伴う手続について(平成 20 年 5 月 13 日付 20 施企第 7 号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知) の規定を準用するものとする。

(新たな入札方式への対応)

第12条 今後の政策・施策の変化により契約担当役が必要と認めた場合は、新たな入札方式を導入・採用できるものとする。

(競争参加資格等審査委員会の設置)

第13条 施設整備事業実施のための競争参加資格等の審査に係る競争参加資格等審査委員会の設置については、別に定める。

(入札監視委員会の設置)

第14条 施設整備事業実施のための入札監視等に係る入札監視委員会の設置については、別に定める。

(苦情処理の手続)

第15条 入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について(平成18年 7 月 13 日付18文科施第185号文教施設企画部長通知) の規定を準用するものとする。なお、同規定中「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(情報公開)

第16条 入札結果等の公表については、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について(平成19年 9 月 19 日付19文科施第223号文教施設企画部長会計課長通知) の規定を準用するものとする。この場合、文部科学省文教施設企画部の建設工事等に係る入札結果等の公表システムを利用することができるものとする。なお、同規定中「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」と読み替えるものとする。

(電子入札方式の実施)

第17条 国立大学法人高知大学において電子入札を実施しようとする場合、文部科学省の電子入札システムを利用する。

(工事希望型競争入札方式)

第18条 工事に関する入札に係る工事希望型競争入札方式のためのこの細則の運用においては、工事希望型競争入札方式の実施について(平成18年 1 月 24 日付17文科施第352号文教施設企画部長通知) の規定を準用するものとする。なお、同規定中「支出負担行為担当

官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日規則第77号）

この要領は、平成21年3月5日から施行する。

附 則（令和7年1月20日規則第53号）

この細則は、令和7年1月20日から施行する。